

令和5年1月31日

大阪広域環境施設組合  
管理者 松井 一郎 様

大阪広域環境施設組合個人情報保護審査会  
会長 野呂 充

## 答申書

大阪広域環境施設組合個人情報保護条例第48条第2項（個人情報保護に関する重要事項）に基づき、令和5年1月4日付け大広環総第183号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

## 記

### 第1 審議事項

令和3年個人情報保護法改正に伴う大阪広域環境施設組合における個人情報保護制度の見直しに向けての考え方について、大阪広域環境施設組合の設立経過及びこれまでの制度運用を踏まえ、構成市である大阪市の個人情報保護制度の見直し内容に準じること。

### 第2 審議日

令和5年1月（書面による開催）

### 第3 審査会の判断

#### 1 結論

諮問内容に基づき審議した結果、妥当なものと認める。

#### 2 理由

- (1) 貴組合の設立経過及びこれまでの制度運用を踏まえ、構成市である大阪市の個人情報保護制度の見直し内容に準じるとする判断は、貴組合における個人情報保護制度の継続性の観点から合理的であるといえる。
- (2) 大阪市においては、個人情報保護制度の見直しについて大阪市個人情報保護審議会に諮問し、11回にわたる審議を経て取りまとめられた答申に基づき、個人情報保護制度にかかる規律の整備を行うものであることから、適正な内容が確保されているものといえ、貴組合における個人情報保護制度の適正な運営に資するものと考えられる。